

気象警報等発表時の対応について

- 1 対象となる気象警報の種類
 警報………大雨（浸水害）・大雨（浸水害・土砂災害）・洪水・暴風・暴風雪・大雪
 特別警報…大雨・暴風・暴風雪・大雪
- 2 対象となる地域と条件及び警報発表時の対応
 以下の対応について、給食のある・なしに関わらず給食費は徴収します。
 (1) 登校前に、大雨（浸水害）、大雨（浸水害・土砂災害）、洪水、暴風の警報が発表されている場合
 ア 岡崎市に上記の気象警報が発表されている場合

判 断 基 準	対 応	給食
午前6時45分までに解除	平常授業	あり
午前9時30分までに解除 (※1の場合は、その都度対応)	解除の2時間後に登校し授業実施	あり
午前9時30分から午前11時の間に解除	5限から授業実施（幼稚部は臨時休業） ・児童生徒は家庭で昼食を済ませ登校 ・寄宿舎生は寄宿舎で昼食を取る 開舎日の場合は家庭で昼食を済ませ登校	なし
午前11時以降も発表中	臨時休業（※2）	なし

※1 短縮授業日、定期考査日、入学式・始業式・終業式・卒業式の日

※2 開舎日の場合、児童生徒の受け入れは行わず閉舎とします。

- イ 気象警報が発表された市町村に居住している幼児児童生徒及び通学路となる市町村に上記の気象警報が発表されている場合
 (ア) 警報発表中は自宅待機とします。
 (イ) 対象となる幼児児童生徒は出席停止とします。
 (ウ) 警報解除後、安全に登校できる場合は登校時間を学校と必ず確認し、登校した時間から授業を実施します。何かの理由により休む場合も学校へ必ず連絡を入れてください。

- (2) 登校前に暴風雪・大雪警報が発表されている場合

判 断 基 準	対 応	給食
午前6時45分に発表中	臨時休業 開舎日の場合は閉舎	なし

- (3) 在校中に警報が発表された場合

- ア 授業等を中止し下校準備をして、各家庭にメール・電話等で連絡します。
 イ 保護者送迎の幼児児童生徒、単独下校が困難な児童生徒を速やかに下校させるため、学校から連絡しますので、早急の送迎をお願いします。
 ウ 児童生徒が単独下校する場合、帰宅後、速やかに帰宅したことを学校に連絡してください。

状 況 ・ 判 断		対 応
保護者送迎の幼児児童生徒		保護者の送迎
公共交通機関等を利用し登下校する児童生徒	「安全に下校させ得る」と判断できる場合	単独下校が困難な児童生徒 保護者の送迎 単独下校可能な生徒 家庭と連絡がとれるまで学校残留 → 連絡を取り、下校方法・経路を確認し下校 成人生徒は本人の判断で下校
	「安全な下校は困難」と判断した場合	保護者の来校まで学校残留 → 保護者の送迎 成人生徒の下校は状況に応じて判断

※ 寄宿舎生は、帰省予定日に警報が発表された場合は速やかに下校させるため、学校から連絡しますので、早急な送迎をお願いします。帰省予定日以外に警報が発表された場合は、学校から寄宿舎に下校、寄宿舎で待機します。

(4) 登校中・下校中に警報が発表された場合

ア 安全に帰宅できると判断した場合は帰宅してください。安全の確保が難しいと判断した場合は、家庭や学校に連絡してください。家庭と学校とが連絡を取り対処策を検討します。

イ 登校した場合や学校に引き返した場合は、在校中に警報が発表された場合に準じ対応します。

3 特別警報が発表された場合の対応

警報が発表されたときと同様の対応とします。

特別警報が警報（大雨（土砂災害））に切り替わった場合、及び、特別警報から切り替わった警報が解除された場合、学校から授業開始の連絡があるまでは臨時休業とします。

4 その他

(1) 警報発表の有無は、各自で確認してください。

(2) 6時45分から11時の間に警報が解除された場合、当日の日程等をメール・電話等で各家庭に連絡します（暴風雪・大雪を除く）。

(3) 次の場合は登校しないでください。

ア 岡崎市（竜海・竜南中学校区）に警戒レベル4以上が発表されている場合。または、幼児児童生徒が居住する市町村に警戒レベル4以上が発表されている場合。

イ 居住地域や通学経路に大津波警報が発表中の場合。

ウ 災害により通学経路に冠水や交通機関の途絶等、登下校の安全確保が困難な場合。
※現在の状況を学校に連絡してください。

(4) 豊田市通学バスの利用について

ア 午前6時30分の時点で西三河地方に暴風警報発表中の場合は、運休となります。

イ 登校時の乗車時刻に警報が発表中の場合は乗車せず、安全に注意し自宅で待機してください。解除後の登校は、単独又は保護者の送迎をお願いします。

ウ 在校中に警報が発表された場合は、豊田市通学バスの運行時刻、運行の可否を連絡します。運行できない場合は、2の(3)の対応に従い、単独下校又は保護者の送迎をお願いします。

(5) 警報・特別警報が発表された場合の対応は、給食の有無・豊田市通学バスの運行時刻・寄宿舎の対応（昼食等）を状況に応じて関係者間で協議します。

(6) 警報・特別警報の発表が予想される場合や登校時に大雪や積雪が予想される場合は、前日までの段階である程度の方向性を示します。

(7) 県外で行う行事や対外試合等においては、関係する地域の気象状況や活動内容等を踏まえて、関係者間で協議します。

(8) 活動する地域で警報が発表された場合は、活動内容によりその都度協議します。

(9) 対象となる地域に警報が発表されていない場合も、幼児児童生徒の登下校に悪天候による危険性がある場合は、臨時休業とすることがあります。

令和7年1月 改正